

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 16 日現在

機関番号：38002

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25245004

研究課題名(和文)近代沖縄の横内家史料の法社会史的研究

研究課題名(英文)The Legal and Sociohistorical Study of the Yokouchi-Family Archives in Modern Okinawa

研究代表者

田里 修 (Tasato, Osamu)

沖縄大学・法経学部・教授

研究者番号：40179685

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 15,900,000円

研究成果の概要(和文)：横内家史料は沖縄県の職員であった横内扶が所蔵していたおよそ2万点の文書史料であり那覇市に寄贈されたものである。この横内家史料中には、明治・大正期の沖縄県政に関する多数の文書が含まれており、近代沖縄の法制史研究にとって極めて貴重な存在である。本研究の目的は、横内家史料をデジタル処理し、それらをDVDに記録することである。2017年までにすべての横内家史料のデジタル化を終了した。これにより、研究者のみならず広く一般市民にも横内家史料の閲覧利用が可能になった。2017年に『沖縄近代法の形成と展開』と題する本研究の報告書を発行した。この報告書には本研究の代表者と4人の研究分担者が研究成果を寄稿した。

研究成果の概要(英文)：The Yokouchi-family archives were possessed by Tasuku Yokouchi who was the staff of Okinawa prefecture. They consist of approximately 20,000 historical documents, and were donated to Naha city in 1993. This Yokouchi-family archives include a number of documents concerning Okinawa prefectural government from the Meiji period to the Taisho period, therefore they are very valuable for the research on the legal history of modern Okinawa. The aim of this research was to capture the Yokouchi-family archives in digital formats and record them on digital versatile discs. By 2017 we have finished digitalizing all the Yokouchi-family archives. This made it possible for the Yokouchi-family archives to be utilized by a wide range of people, for example, the scholars and the citizens. The report of this research, "The Formation and the Development of Law in Modern Okinawa", was issued in 2017. The representative of this research, Tasato, and four researchers contributed to this report.

研究分野：法社会史

キーワード：横内家史料 沖縄近代史資料 地方制度 土地制度 戸籍制度

### 1. 研究開始当初の背景

横内家史料は、明治から大正にかけて沖縄県の職員であった横内扶が、在任中の県知事のあいさつの下書き等を始めとした、およそ2万点の史料である。戦前、県外に持ち出されたため焼失を免れた、戦前史料の乏しい沖縄にとっては貴重な資料として、1993年に那覇市に寄贈された史料である。これらの資料をマイクロフィルム化し、DVDに残そうと始めたのが本研究である。平成28年度までに横内家史料のマイクロ化を終えることが出来た。これにより研究者をはじめとして一般市民にも資料の閲覧が可能となった。

### 2. 研究の目的

沖縄県においては沖縄戦などによって、近代資料が、壊滅的な被害を受けたため、横内家史料は極めて貴重なものである。しかし、史料によっては手紙のようなものから下書きのようなものまであり、公開が難しいところがあった。そこですべての資料をマイクロフィルムに撮影し、紙媒体とともにDVDに保存することとした。これにより研究者のみならず、一般市民にも公開が可能となる。

### 3. 研究の方法

那覇市歴史資料館が所蔵する資料を、マイクロ業者に委託して、撮影すると同時に紙媒体に印刷し、DVDに収録することとした。

また、研究代表者や研究分担者は、横内家史料を活用した研究その他を、各自の研究に沿って調査することとした。

### 4. 研究成果

(1)平成29年3月には『沖縄近代法の形成と展開』と題して報告書を発行することが出来た。研究代表者の田里と研究分担者4名による報告書である。報告書では横内家史料を利用した研究が含まれている。

(2)「内務省旧蔵史料」や「大蔵省旧蔵史料」史料群の形成の経緯と年代については、次のような推定ができる。まず「大蔵省旧蔵史料」は、明治30年10月ごろ土地整理事案の立案に携わっていた大蔵省において、沖縄県収税部に要請して本省に送らせた資料が基となっていたと慮される。それは、大蔵省の作業において明治20年代半ばの内務省における地方制度策定作業を参照する必要が生じたことによる。つぎに「内務省旧蔵史料」は、明治36年沖縄県が構想中の「沖縄県町村制」案を本省に提案するに際して、法案説明の参考としてこれまでの諸資料(旧慣調査、地方制度改革案等)をまとめて送付したことに由来すると考えられる。この「沖縄県町村制」案は、横内家文書中の同名法案と同じものである。元々これは奈良原知事の「沖縄県治一班」「沖縄県制」とあいまって同知事の県治将来構想の柱を構成する文書であった。

奈良原知事は、明治25年の知事就任以来、旧慣温存体制、中でも旧慣地方制度の打破を自らの課題に掲げてきた。明治26年の地方制度改革に関する沖縄県上申は、内務省首脳から公民制の土台となる財産制度不備が指摘され、この時点で実現されることはなかった。さらなる調査が必要として、内務省一木書記官の調査、大蔵省の仁尾主税官の調査などを招来することになった。

明治36年、土地整理事業の完遂をまえに、奈良原知事下の沖縄県は「沖縄県治一班」「沖縄県制」「沖縄県町村制」を起草し、地方制度改革の意欲を示した。これは、「琉球王」と称された奈良原知事専制の基盤を強化する目論見を含有していた。しかし沖縄県首脳は、内務省本省を刺激することを危惧し、「沖縄県町村制」のみを本省に送付した。内務省は、「沖縄県町村制」を「沖縄県及島嶼町村制」の枠組みに引き取ることにより法案作成の主導権を沖縄県から内務省に奪った。そして同法施行後、奈良原は知事の座から解任された。

奈良原は、旧慣温存体制の打破者=帝国日本への統合を追求する改革者として登場したが、帝国日本の枠組を脱し「帝国内帝国」の専制的支配者へと変貌を遂げようとしていた。しかし奈良原の壮図は、中央政府によって拒否され、知事の座を追われることとなった。

(3)戸籍は為政者にとって、徴税や徴兵のための人民掌握手段である。沖縄の記録に残る戸籍に関わる「達」等に、以下のものがある。戸籍記載事項につき調査が必要となる事実が伺える。

「達」の類で戸籍に関するものは、沖縄県特有の事案として、明治十七年五月二十六日縣甲第二十七號の「本縣華土族分家ノ者八当分土籍へ編入ス」との達があるが、これとの関係で、明治二十九年七月二十九日懸訓令第五十一號は、郡區役所、島廳、番所、蔵元に宛て、

「華土族分家者ノ族称八旧来ノ本縣人限り當分土族タルヲ得セシメタル義ニシテ他府縣ヨリノ轉籍シタル者ニハ之ヲ適用スヘキモノニ之無就テハ右等分家者八明治七年第七十三号布告ニ從ヒ此際平民籍編入ノ手續ヲ為スヘシ」

とする。華土族分家者を当分の間土族とする慣行は、沖縄県人に限定しての措置であるから、同様の事情であっても他府県からの転籍者には、特別措置は適用しないとするものである。明治29年であることから、旧慣温存に連動する処遇は、廃止もしくは限定的処理の苦慮が見える。

(4)那覇市歴史博物館所蔵の『横内家文書』と国立公文書館所蔵の『公文雜纂』に収録されている若干の文書資料を手掛かりに、地頭地をめぐる「県達取消ノ詞訟」について検討

した。しかし、なお事実関係において不明な点が多い。

例えば、本件事案の正確な理解のためには、本件訴訟において原告らが取消を求めたと考えられるふたつの「県達」(甲第一号証=丙第二号および甲第二号証)の内容の確認が不可欠であると考えられるが、現時点では未見である。同時に、原告らと中城間切添石村・久場村・泊村の三か村人民との間の土地(百姓地)売買に関する文書(甲第三号乃至甲第九号証)の内容の確認も不可欠であろう。また、長崎控訴院の判決について沖縄県知事丸岡莞爾は百姓地に関する旧慣を再確認した「正当ノ判決」だと述べているが、長崎控訴院の判決書自体を未見であるため、具体的にどのような理由付けて原告らの請求を退けたのかについては未解明である。さらに、沖縄県知事の代理人が長崎控訴院に赴くにあたって「事実及ヒ廷例上ノ参考材料トシテ携来スヘキ書目」として列挙されている文書の中で、「荻道村外四ヶ村人民惣代安里栄孝外三名ヨリ請地状下附願」に関する文書や「中城間切添石村平民比嘉蒲信外二名ヨリ出願二係ル安里栄孝カ旧地頭地二係ル小作米不納ニ付地所引揚」に関する文書が、百姓地の引揚げをめぐる本件訴訟とどのような関連を有するのかについても明らかではない。本件訴訟の事実関係の更なる解明のためには、「県達取消ノ詞訟」の係争地における資料探索や聞き取り調査をおこなうことも必要であろう。また、那覇市歴史博物館所蔵の『横内家文書』のなかには、横内扶が沖縄県属として沖縄県庁に在職していた時期に書かれた「日記」が所蔵されており、この「日記」には、「県達取消ノ詞訟」に関して何らかの記述があるものと予想されるが、今回はその点の検討を行うことはできなかった。これらの残された課題については後日の検討を期することにしたい。

(5) 小浜島の婚姻事例で注目されるのは「通い婚」である。「あん餅」や酒を女家に持参した後(サカムル後)に男が女の生家に通っていた。次男以下の場合、子供が生まれてしばらくすると、自らの家屋を建てて移転した。その際、本家や生家からの土地等の分与は少ない。土地を自力で購入してヤーバカリするということになる。「嫁入り」のような儀礼はなく、サカムルと呼ばれる酒等の持参が婚姻成立のメルクマールとなっているようである。しかし、子供の誕生、特に長男の誕生については親族も参集するお祝いを行うことが多いようである。このお祝いや儀礼の有無という点からは、小浜島での家族や親族事象を考察する際には、婚姻関係よりも親子関係に焦点を合わせるべきかもしれない。家(ヤー)の継承者は原則的に長男であるが、それがいない場合は長女に贅養子をとることもあれば、そうでないような場合もある。長男によるヤー継承を原則とすると、父

系血筋が重視されていることになるが、このことと「通い婚」や養取事例、さらには血筋とは異なる屋号継承との関連性が問われるであろう。屋号を単なる家屋や屋敷地の名称とは考えず、ヤーの継承を示す記号であるとすると、ヤーと父系に拘泥しない血筋の相応姓が指摘される。父系に拘泥しない点は養取事例からも読み取れるが、「通い婚」との関連もあり得よう。すなわち、ムクツカーリは母系親族の存在の「大きさ」を示しており、少なくともこの期間は当該夫婦への父系親族への傾斜は少ないし、その後も分家時に父系親族からの援助があるとは限らない。さらに、小浜社会の全体像は公民館組織によって表象される世俗的側面と祭りやワンに表象される祭祀的側面の相補性によって明らかになると思われる。留意点は祭祀集団やナカスといった「伝統的な祭祀組織」と公民館組織、評議員会という「後発の世俗的組織」とがどう折り合いつつ、相補関係を維持しているのかという点である。「伝統的な祭祀組織」は豊年祭やアカマタ・クロマタ組織に収斂されると思われるが、「後発の世俗的組織」は竹富町などの行政組織を背景としている。そうであれば、小浜社会は「伝統的な祭祀組織」に内在する慣習法と「後発の世俗的組織」を規律する実定法がせめぎ合い、もつれ合う場としても把握される。そして、その場で先の家族・親族事象が展開しているのであるから、家族・親族事象とこの二つの組織の「三つ巴」という視点から小浜社会の全体像に迫ることができるともかもしれない。例えば、婚姻事例での母系親族の存在と各ワンでの女性神役の存在、ヤーの長男による継承と豊年祭でのオヤ(ウヤ)、男女のナカスと男性の公民館長や部落会長、これらの対称と非対称のなかで小浜社会が存続しているとの視点である。今後の課題としてあげておきたい。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

「奈良原県政期の沖縄県地方制度改革構想 国立公文書館所蔵文書および横内家文書から見た」

矢野達雄

「調査報告八重山群島小浜島」

林研三

「沖縄県行政における国家法の施行と戸籍 横内家文書中の戸籍関連書類からの派生」

奥山恭子

「沖縄県知事丸岡莞爾に対する「県達取  
消訴訟」に関する覚書 百姓地の引揚  
げをめぐる行政訴訟の一例」

青嶋敏

「研究ノート」

田里修

以上は『沖縄近代法の形成と展開』(2017年3月)に所収されている

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

田里 修 (TASATO, Osamu)  
沖縄大学・法経学部・教授  
研究者番号：40179685

### (2) 研究分担者

矢野 達雄 (YANO, Tatsuo)  
広島修道大学・法学部・教授  
研究者番号：00136300

青嶋 敏 (AOSHIMA, Satosi)

愛知教育大学・教育学部・教授  
研究者番号：10202483

奥山 恭子 (OKUYAMA, Kyouko)  
横浜国立大学・大学院・国際社会科学研  
究院・名誉教授  
研究者番号：50214086

林 研三 (HAYASHI, Kenzou)  
札幌大学・地域共創学群・教授  
研究者番号：60218568

森 謙二 (MORI, Kenji)  
茨城キリスト教大学・文学部・教授  
研究者番号：90113282

牧田 勲 (MAKITA, Isao)  
摂南大学・法学部・教授  
研究者番号：90209403

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：

### (4) 研究協力者

( )